

通俗民權論

明 一 月  
治 年  
十 九 發  
兌

## 通俗民權論緒言

近來は法學次第に上達して著書譯文も澤山なれども其論ずる所何れも高尚にして字を知らざる者には通用せず假令ひ或は字を知る者にても西洋流の教育を経ざる者は其字を讀て其文意を解すこと能はず故に民權論の如きも全國未だ其名を知らず或は其名を知るも其義を解せざる者多し、よく高尚なる議論を讀て眞に民權の旨を解したる者は上等社會僅々の數のみ蓋し本編の適とする所は上等社會の學者をば之を除て専ら俗間の人を相手にするの積りなれば其所論唯簡易明白を主とするのみ即ち表題にも通俗の二字を冠する由縁なり

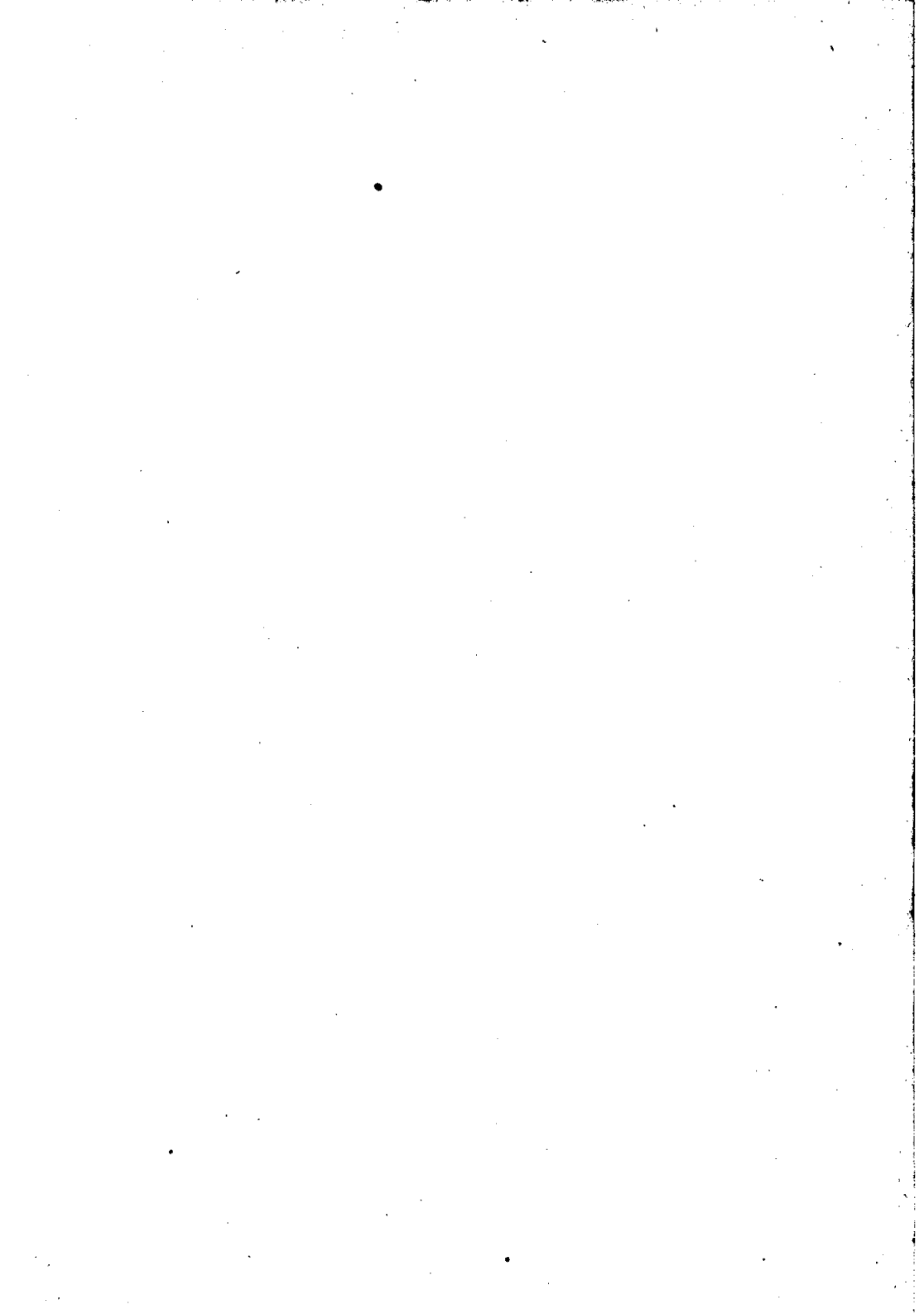
民權の論あれば又隨て實際の仕事なかる可らず其仕事の手始は人民會議より外ならず會議の手續は先年余輩の著したる會議辯一冊あり就て見る可し又頃日社友小幡氏も議事必携一冊を譯述して印刷に附せんとせり發兌の上は世人の便覽に適すること

福澤全集 第五卷

ならん明治十一年六月十八日福澤諭吉記

# 通俗民權論目錄

第一章	總論	四
第二章	官民職分之事	四
第三章	煩勞を憚らざる事	五
第四章	知識見聞を博くする事	五
第五章	家産を脩る事	五
第六章	品行を脩る事	六
第七章	身體を健康にする事	六
第八章	諸力平均之事	六
以上		充



# 通俗民權論

## 第一章 總論

近來の著述書にも翻譯書にも權利、權限、權力、權理、國權、民權、などの文字甚だ多くして横文字讀む人歟又は博く譯書を調べたる學者には其意味も分ることなれども元と支那にても日本にても此文字を今日通用する此意味に用ひたるは甚だ稀なるが故に素人には解し難し去迎文字の用は日に流行して殆ど世間通用の言葉と爲り今更其意味を人に質問するも何か愚にして恥かしき様に思はれ遂に之を合點せずして世を渡る者もなきに非ず其これを合點せずして當人の不自由不便利たる可きは姑く聞き之が爲に世間一般の間違を生じて容易に出來べき仕事も出來す速に除く可き害をも除く可らざること多し歎かはしき次第なり

抑も權とは權威などの熟語に用ひて強き者が弱き者を無理無體に威し付けて亂暴を働くの義に非ず又弱き者が大勢寄集りて無理無法なることを唱立て其勢にて亂暴を働くの義にも非ず其眞の意味を通

俗に和解するは逆もむづかしきことなれども先づ權とは分ぶと云ふ義に讀て可ならん即ち身分と云ひ本分と云ひ分限と云ひ一分いっぽんと云ふが如き分の字には自から權理の意味あり譬へば雇人へ給料を與る主人の身分として此雇人を約束の通りに召使ふは主人の權理なり又下女下男の身分として毎日酒を飲み馳走に預ることは叶はざれども主人の家に起居して十分に食物を喰ふは當然のことなり若しも其主人なるもの鄙劣にして平生食物の分量をも差圖せんとする事あれば即ち下女下男の分限を切縮るものにして方今流行の語を用れば其權限を犯すものと云ふ可し又封建の時代に士族たる者が何か恥辱を蒙れば武士の一分相立たずとて大に怒ることあり即ち此一分とは武士たる者の權理と云ふことにて分の字と權の字と其意味誠によく符合せり譬へば昔し帶刀して馬に乗るは武家の身分に限りたる免許なりしに百姓町人などが私に騎馬して武士に行逢ひ却て武士をして道を避けしめんとするが如き舉動あれば武士の面目は之が爲に穢されて其一分相立たず即ち權理を犯されたることなり

右は一人の身に關する權理なれども一人に權理あれば一村一町にも權理あり一郡一縣にも權理あり郡縣集りて一國となれば又一國の權理あり即ち民權國權の名ある由縁にして民權とは人民たる者の一分なり國權とは獨立國たる者の一分なり譬へば一村一町の人民が申合して火附盜賊の用心を爲し一郡一縣の相談にて道路橋梁の普請を企て或は宮寺の建立、相撲芝居の興行、或は學校の設立、病院衛生



の方法等を商議して其處置を施すは村町の權内に在る事にして他より之れに手を出すの理なき筈なれども若しも其相談商議不行届にして他の村町の人に任ずる歟又は政府に依頼して進退を仰ぐときは其村町の一分は立たぬ譯なり、されども是等の處置を施すは決して容易なることに非ず土地の風俗人情を察し事の順序手續を考へ財を集め財を散じ其際には種々様々の故障も起り動もすれば村町人民の自力に及ばずして止むを得ず他に依頼することあり他人の力を借用して己が事を爲せば其事は固より意の如くならずして必ず不平なきを得ず所謂民權の伸びざるものなり人民と政府との釣合は此民權の伸ると縮るとの間に在りて其爭論も常に此一事の外ならざるなり

世人動もすれば民權の字義を誤解して下々の者が謂れもなく妄に威張るを以て此義と思ふ者なきに非ず故に思慮ある者は其名を聞て先づ之を厭ひ政府も亦これを悦ばずして殆ど世間の禁句たるが如し然りと雖ども今の政府の本趣意に於て事實民權の起るを嫌ふことなれば止むを得ざる次第なれども決して然るに非ず政府は既に封建の大名を潰し士族を倒したり民權を重んずるの實證これより明なるはなし然るに此文字の禁句たるは全く其誤解に生じたるものにして恰も民權の二字の面に泥を塗たるが如し文字の不仕合と云ふ可し民權の趣意は元來奇事に非ず珍談に非ず一口に云へば人民が其身其家に關係する戸外の事に就て不分明の箇條あれば不審を起して之を詮索することなり政府と人民との間に

は法律の約束もあり出入差引の勘定もあり是等の事に付き分り難きこともあらんが故に遠慮なく颯々と詮索するまでのことにして決して不思議にも奇怪にも非ざるは論を俟たずして明なり又政府の本趣に於ても固より之を忌み嫌ふに非ず實は其悦ぶ所なり試に見よ古今天下に亂を好み亂を企る者は必ず僻遠の地に多くして都府の下に稀なり其然る由縁は何ぞや政府の令する所必ずしも都鄙に従て殊なるには非ざれども田舎の地方にては動もすれば政法を誤解すること多ければなり政法の旨は布令の文面外に在て存するものも少なからず故に都府の人民なれば親しく政府の實際を見て左まで意に留るに足らざる事柄にても僻遠の田舎にては唯一片の布告文を讀て之に驚き其文面を以て直に政府の意を測量して徒に疑念を抱く者なきに非ず必竟事物の不審を不審のまゝに捨て、詮索せざるの罪にして固より政府たるもの、悦ぶ所に非ず之を譬へば人の著書を讀て誤文も落字も頓着せず版本のまゝに之を解して本文全面の意味を誤解するが如し著者は讀者の輕信を悦ばずして却て竊に其不注意を怨むことならん當に誤文落字のみならず限ある人智を以て著したる書なれば其立論の旨にも往々粗漏なるもの多からん若しも世間に此著書を讀て深切に之を吟味詮索して不審を質問する者あらば如何なる著述家にも之を悦ばざるものはなかる可し我が著書の誤謬を質し我が立論の旨に隙を容るゝは我が家の禁句なり之を犯すは我れを輕侮するに當るなど、て脆然として怒る者は眞の著述者には非ざるなり今人民

の政府に對するは猶讀者の著者に於けるが如し法律の約束出納の勘定等其他地方の事務に付き不審を質して安身の地位を求るは甚だ尋常なる道にして毫も怪むに足らざるなり

抑も民權の伸びざる原因は必竟人民の無智無徳に由るものにして之を要するに政府は智にして人民は愚なるが爲に自から智者の壓制を受けるの譯なれども今試に官民の別なく全國の人を一様に見渡して一體に愚なる國人なれば其國に於て政府に在る人のみ別段に智力ある可きの理なし人民愚なれば政府も亦愚ならん人民智なれば政府も亦智ならん、されば民權の伸びざるは必ずしも政府と人民と智愚の殊なる譯とも思はれず然るに今日の事實を見るに學問の道開けずして知見に乏しき國柄に於ては壓制の政よく行はれて民權の伸びざるは何ぞや必竟愚人の集會したる愚人國に於て愚政府と愚人民と相對すれば其間に壓制の行はるゝことにて壓制は双方相持ちの愚に由て生ずるものなりと云て可ならん又一説に世の文明開化を何程に進めて其頂上に達するも愚者が智者に制せらるゝは自然の勢にして之を避く可らず故に愚人國にては愚中の智者が衆愚人を壓し智人國にては智中の智者が衆智者を制するのみにして其壓制の實は智も愚も異なるなしと雖ども愚者の壓制は其外面の形容見苦しくしてよく人の目に見え智者の壓制は巧にして人の目に見苦しからざるの差別あるのみ譬へば日本にて舊幕府の時代に政府の役人又は諸藩の武士が威張り廻りて道中の旅籠を喰倒し人足を勝手に使役し世祿世官安

閑として百姓を苦しめたるは壓制の見苦しきものなり又西洋諸國にて法律を喧しく唱立て私有の權利と云へば髮の毛の端をも争ひ次第に財産を積み貯れば世々子孫これを失ふの心配なくして安閑氣樂に此世を渡り貧人は貧極りて衣食を得るの方便なきに苦しみ富人は富極りて其富を用るの方便なきに苦しむが如きは所謂貧富の封建世祿にして是亦壓制の甚しきものなれども其仕組少しく巧なるの差別あるのみと

されば世の文明開化を進るも又隨て貧富の封建世祿を生じて人民の權利の爲には全く甲斐もなきが如くに思はれ疎漏なる學者は心得違して壓制は人間世界普通の情態なり權力ある者は遠慮なく我儘を働く可しなど、漠然たる大言を吐く者なきに非ざれども前説に云へる貧富の封建世祿は全國の人民一般の間に相互に行はるゝ所の壓制にして政府と人民と相對したるものに非ず、人間社會自然の勢にして政府たるものが直に手を下して人民の權利を妨るものに非ず故に此語は姑く之を別の事として閑き今本編の主義として一方に政府を立て一方に人民を立つれば上の壓制を免かれて下の權利を伸ばさんとを勉めざる可らず而して其之を伸ばすの法は前にも云へる如く大勢寄集りて無理無法に亂暴を働くに在らず唯人民一般の智力を養ひ育て、根氣よく己が説を唱へ己が一分を主張するの一策あるのみ愚人國なれば政府も亦愚なる筈なれども愚國にても智國にても政府の人數は人民の數に比すれば甚

だ少なくして人撰もよく行届き少人数にても智力の分量は甚だ多し之に反して人民の中にも人物固より多しと雖ども其人物の智力を大勢の愚民の間に平均して僅に一二の智を以て千百の愚に調査するが故に其働く所劇烈ならず之を酒精に譬れば政府の智力は少なしと雖ども純粹なるが如く人民の智力は多しと雖ども水に和したるが如し甲は濃くして乙は稀きが如し古來民間に人物を生じて往々事を企れども失敗する者多く、政府の人は左までの才力もなくして相應に事を爲し其實は人物に非ずして人物らしく見ゆる者少なからざるは必竟其仲間全體の智力に濃稀の別あるに由て致すものと知る可し

一人一個の智愚を問はずして仲間全體に就て論ずれば政府は智にして人民は愚なりと云はざるを得ず愚者が智者に壓制せらるゝは自然の勢にして結局政府と人民と其智力相互に拮抗するまでは民權を伸ばすの日ある可らず然りと雖ども年久しき國の習慣風俗に由りては此智愚の割合に拘はらずして民權を妨げらるゝことあり譬へば維新以前の日本人も以後の日本人も其智愚に著しき相違ある可らず然るに民權の伸縮如何を尋れば今日の人民は昔日に比して大に其權利を伸ばし政府は大に其壓制を減じたりと云はざるを得ず舊幕府の時代に盜賊に物を奪はれて既に其物を失ひ又盜難の掛り合を免かれんが爲に賄賂を用ひて歎願書を出し二重の財を損して役人に叱らるゝが如き壓制無法の沙汰は今日絶て之を聞かず是等を計れば枚擧に遑あらず僅に十餘年の間に官民の鈞合雲泥の相違と云ふ可し然り而し

て今日の此釣合果して其當を得たるもの歟未だ知る可らず然ば則ち舊政府の時に人民の卑屈にして其権利の縮みたるは智愚の割合を外れて法外に縮みたるものと云はざるを得ず智愚を目安にせずして民權に伸縮あれば其伸縮の原因は國の習慣風俗に在て存するものと云はざるを得ず舊習古俗は十數年を以て容易に變革す可きものに非ざれば余輩竊に思ふに今日にても人民たるものが少しく舊習を脱して心を用ることあらば必ず大に民權を伸ばすに至る可し今の人民は決して愚ならず其智力の度と權利の度とと比較したらば平均して權利の方低きことならん今の政府は決して壓制を好むものに非ず政府中如何なる人にも抑壓專制を國の美事として永久に施さんとする者は萬々これなきを證す可し若しも今日の實際に於て壓制に似たる處置あらば其處置は官吏が一時止むを得ざるものと思ふて之を行ふことなり政府は壓制を好まず人民は壓制を免がれんとして尙双方の間に不平あるは其罪蓋し古來の習俗と官民の不注意とに在るものならん

## 第二章 官民職分之事

餅は餌屋酒は酒屋各職分あり獨立の一國あれば政府なかる可らず國を守る爲には兵備入用なり罪人あれば刑法入用なり政府を支るには租税の法なかる可らず外國と交るには條約なかる可らず曆の法を

定め年號を撰び貨幣の位を分ち其名目を定る等此他都て全國一般に及ぼして人民惣體の關係たる可き事は必ず政府の一手に引受け國內の各處に於て區々の處置ある可らず學者の言葉を用れば之を中央政府の政權と云ふ又都鄙の地方にて人民が相談の上にて井戸を浚へ芥溜さい溜を掃除し火の用心夜廻りの番を設け作道つくみちを開き土橋を掛け宮寺を建立し常夜燈を燈し師匠を招待して町村の子供を教へ藝人を雇ふて手躍を催ふす等の事は年久しき仕來にて是等の相談に付き町村の人民が寄合ひ入用の錢米を取立て其遣拂を爲して一町一村の便利を起し町内繁昌村中安全の趣意を達するは固より政府の關る所に非ずして町村の權内に在ることなり之を地方の治權と云ふ治權は地方の人民にて取扱ふ可きものなり今學者らしき文字を用ひて道路橋梁堤防の營繕、學校社寺の事務衛生の方法など云へばこそ下民の關る可きものに非ざるやうに見ゆれども作道つくみちと土橋は道路橋梁なり手習師匠を雇ふは學校の事務なり芥溜さい溜の掃除するは衛生の方法なり何れも皆古より人民の取扱ひ來りしものなれども兎角其習慣にて大事を企ること稀なりしが故に今日に在ても少しく新奇なる事に逢へば之に驚き動もすれば政府に依頼せんとして之が爲に次第に人民の仕事の領分を狭くするの弊なしと云ふ可らず故に今日の要用は地方の仕事に就て分界を立て是れは政府の處分、是れは人民の引受けと明に双方の職分を定めて餅屋が酒を造り酒屋が餅を賣るが如き不都合なからしむるに在り但し此分界なるもの甚だ分明なり難くして人民の氣力

強きに過ぐれば治權の界を越えて直に政權を犯さんとし之に反して其氣風卑屈なれば政權を窺はざるのみか己が領分の治權をも守ること能はず甚しきは一町一村の事は閑き一家内の私事に至るまでも官の差圖を受けざれば運動すること能はず政府は益勢に乗じて職分を忘れ深く其私領に侵入して民間恰も餘地を遺さざるに至ることあり所謂人民の無氣無力にして其一分の立たざるものなり

二尺八寸の太刀を上段に構へて眞正面に向へば如何なる結構人も悠々として敵の存念を聞くに違あらず何は扱置き先づ其切先を避けざるを得ず今世間に民權論者なるものありて動もすれば代議政堂を開くと云ひ國會を催ふすと云ひ其細密なる箇所は聞及ばざれども全體論者の旨とする所を察するに中央の首府に大なる議事堂を開き有志の人物を集めて國政を議するの目的なるが如し、されども今日俄に有志者の集會を開て國の政事を議するは首府の地に二箇所政府を立るに異ならず即ち今の政府の政權を分けて其力を殺がんとすることなれば其趣は恰も白刃を上段に構へて政府の正面に立向ふが如し政府の身と爲りては之を避けざるを得ず國會の事も固より大切なり西洋諸國にては之を「パリヤメント」又は「コンGRESS」と稱し毎年國內の地方より人民の總代を出して國事を議し法律兵制の改革より租税の増減外國交際等の事に至るまで恰も政府と人民と相談の上にて處置する姿にして其體裁甚だ公平なるが如くなれども斯る國會を設けて各地方の總代人を集めんとするには先づ其地方にて人民の



會議を開き土地の事は土地の人民にて取扱ふの風習を成し地方の小會議中より夫々の人物を撰て中央首府の大會議に出席せしめ始めて中央と地方との情實も相通じて國會の便益をも得べきとなり故に地方の民會を後にして中央の國會を先にせんとするは事の順序を誤る者と云ふ可し

尙詳なるは去年余が著したる分權論を見る可し

### 第三章 煩勞を憚らざる事

鄙しき俚言を用れば爰に穴の糞を避けて通ると之を掃除すると二様の區別あり今世上の學者又は田舎の人民にても政府の處置を見て無理なりと云ひ壓制なりと云ふ者なきに非ず之を口に云ふときは事實に於ても之を除くの術を求む可き筈なれども唯傍觀傍評のみにして嘗て之を其身に引受けず偶ま無理壓制の局に當る者あれば之を知りながら避けて通るの策に出るを常とす譬へば公事訴訟の如きも事柄に由りては訴て勝つよりも訴へずして手間と雜費とを省く方、遙に便利なりとて云ふ可き理窟をも云はずして之を見遁がし、租税などの事に就ても不公平とは知りながら些細の事なり、言ふは面倒なりとて世間並の御多分に從ひ唯波風なく穩に此世を渡るのみを旨として少しも頓着せざる者あり民權の爲には甚しき妨害と云ふ可し

斯く世の中の事に頓着せざれば其當人の爲に、一時は便利なるが如くなれども人民たる者の一分に於

て申譯ある可らず

第一公事を無理と知りながら訴へず租税を不公平と知りながら承諾する者の本心を叩て之を尋れば直を以て自から居り曲を以て政府に歸し聊か政府に假して身躬から自得するの意なきを得ず然りと雖ども其無理不公平なるものは何人の見を以て之を定めたる歟、必ず本人の鑒定を以て自から無理不公平と認めたる所ならん一人の見を以て私に無理不公平と認めれば政府も亦政府の見を以て之を正理公平と認ることならん結局理非曲直の未だ判然ならざるものと云はざるを得ず出訴公論は此未判の理非曲直を判然たらしむるの方便なるに此方便を求めずして冥々の際に曲を政府の一方に歸するは人民の義に於て相濟まざることなり第二人生僅に五十年なれども五十の星霜を安樂に渡るも未だ以て國民の職分を盡したりと云ふ可らず此五十年の間に刻苦勉強したる其成跡は二代目の世に顯はれて世間一般に其德澤を蒙る可きは當代の我々が先代の餘德を蒙るに異ならず、されば今此時代に民權を伸ばして國の基を立て官民共に獨立國の面目を張ること至大至重の事なる歟、若し其事の重大なるを知らば之を求るが爲には煩勞を憚る可らず口ある者は辯を盡し文ある者は筆を揮ひ光陰も精神も愛むに足らず畢生の力を用ひて刻苦勉強す可きなり然るに世の中には今の人事の形勢を見て不平を鳴らすことは人に百倍し甚しきは民權の伸びざるを憤て罵詈譏諷しながら實際の難事に當ては當に刻苦勉強せざるのみ

か僅に數日の勞をも厭ひ數圓の金をも愛む者甚だ少なからず所謂社會の犬の糞を嫌ひながら之を避け  
て通る者なり其本人の一生は見て見ぬ振りして安樂なる可けれども二代目の人をば如何す可きや先代  
の人に對しては氣の毒なり後世子孫に對しては面目なし是亦相濟まざることなり

又世の論者が政府を評して不急の土木を起し無用の工業を企て云々とは定式の定文言なれども數年  
來民間の有様を見るに無用にも有用にも工業の起らざるを如何せん偶ま私に大業を企たる者を見て詳  
に其内實を聞けば他なし拜借金なり人民は手を空ふして文明開化の祭禮を見物するに異ならず必竟政  
府より八方に手を出して民間に事を爲す可き餘地少なきが爲に然るもの歟或は一方より論すれば人民  
も亦甚だ迂濶粗漏にして眼前に起る可き仕事を捨て、忘れたるが如くし殊更に官の手を導て己が領分  
に案内するの勢を成したることも多からん政府自から手を出すが故に民間に仕事なしと云ひ民間に事  
業起らざるが故に政府手つから之を企ると云ひ結局水掛論にして其孰れか是なるを知らざれども人民  
の方にて拔目なまめなく着手して剛情に動くことなくば遂には政府も氣根に負けて手を引く可きは必然の勢  
なり世間に其例なきに非ず且政府の本趣意に於ても事を爲すに其種類をも撰ばずして妄に繁忙を好む  
に非ず多事を好むは唯小吏輩の弊なれば深く恐るゝに足らず人民の要は徒に引込思案を爲すよりも妨  
なき所までに出張りて事を爲すに在り政府を恐怖せず役人を嫌忌せず之に倣するなく之を侮るなく人

民の一分を守て世に處す可きなり

#### 第四章 知識見聞を博くする事

今我國にて男子と婦人とを比較し學者と俗物とを比較し士族と百姓とを比較すれば甲は智にして乙は愚なりと云はざるを得ず然り而して其愚とは物の數を知らざるに非ず事の理非を辨へざるに非ず婦人が家の内を修めて世帯を整理する其働は男子の企て及ばざる所にして之を愚鈍と云ふ可らず又百姓なり俗物なりと云ふと雖ども耕作を勉め商賣營業を勵み以て一家獨立の活計を爲すの働は學者士族の右に出る者多し、されども今日の實際に於ては學者士族の流が國中にて上等の地位を占め以下の者に對しては彼れは俗物なり彼れは百姓町人なりとて恰も之を目下に見下だして揚々自得するのみならず以下の者も眞實これに閉口して一言もなきが如し怪しむ可きに非ずや今其然る由縁を尋るに上流の人必ずしも智なるに非ず下流の人必ずしも愚なるに非ざれども唯其心の働の及ぶ所に廣きと狭きとの差別あるのみ下流の人の心配する所は僅に一身の衣食住に限り一家一店の損得盛衰に止まりて其心の働、恰も戸外に出でざるもの、如し故に學者士君子が天下公共の談に及ぶときは此流の人は殆ど之を了解すること能はず其談を奇話とし其人を奇人として之に近づく者なし譬へば湯屋髮結床にて學者の

談を聞くも徒に嘲を取り田舎の民間に著書新聞紙の論説を讀む者なきも其一證なり既に他人を奇人視すれば他人も亦これを奇人視し之を愚人視して共に齒するを好まず是即ち雅俗相分れて俗物の輕蔑せらるゝ由縁なり抑も何等の仲間にては其仲間に入て地位を占めんとするには先づ仲間の事情を知らざる可らず今民權等の話は全く戸外の事にして小は一町一村の公務より大は日本國の形勢外國交際の上にてまで關係あるものなれば苟も日本の社會中に居て他の輕蔑を免かれんと欲する者は博く内外の事情を見聞して一步にて己が地位を上流に進ること至急の要なり自國の政府の仕組をも知らず國法の大略をも辨へずして唯己が身に不自由あれば輒ち之を他人の罪に歸し民權伸びずなどて不平を唱るは實に事實に益なきのみならず徒に世間の嘲を招くに足るのみ民間に學問の大切なりと云ふも専ら其知見を博くせんとするの旨なれば學問の道興らずしては民權論も無益の空談と知る可し

右の如く學問の道大切なりと雖ども今日の有様にては敢て高きを望むに非ず田舎の地方にて學校の生徒には高尚の學問も至極尤なれども年既に長じて二十以上三十歳前後にも爲りたる男に洋學など勸るも却て其益ある可らず此年輩の人は手近く世間普通の著書譯書を讀み今の日本の法律を知り今の通用の文書を學び訴狀願書の案文等も他人に依頼せずして自分に筆を立る位に成れば先づ一通り夫れにて澤山なりと云はざるを得ず世人の常談に田舎の區戸長は愚なり文盲なりと云ふと雖も愚にもせよ文

盲にもせよ區戸長は區戸長だけの知識文筆ありて他の平民に比すれば幾等か上流の位に在る者なり若しも今の人民一般の知識を進めて今の區戸長の位に在らしめ區戸長は此人民の中より出で、一層上等の人物ならしめなば人民社會に權力を得ると今日に百倍す可きや必せり故に民間の知識學問は必ずしも高尚なるを要せず唯其所見所聞を少しく博くして聊か戸外の事に就て喜愛する所あらんを願ふのみ人智進歩の度を測量せんには其地方に郵便書の多寡を見ても一斑を知る可し驛遞局の表に據れば明治九年七月より十年六月に至るまで全國郵便物の總計三千八百三十二萬一千九百七十一にして此内東京の本局千五百十萬三千、大阪局二百七十八萬八千、京都局百四十六萬一千、愛知九十六萬五千、青森二十五萬七千とあり東京は國力集合の中心にして殆ど全國の半を占め大阪これに亞ぎ京都又これに亞ぐ而して愛知と青森とを比較するに愛知の人口百二十一萬七千、青森の人口四十七萬三千にして之を郵便物の數に割付れば愛知は一人に付き凡八分、青森は一人に付き五分五厘に當る即ち愛知縣下の人民は百人にして一年間に八十回の文通して青森縣下の人民は百人にして五十五回に過ぎず東西人文の前後以て知る可し故に今後全國の人民に向て願ふ所は益學問の道を勉め益商工の業を進め人事次第に繁多なるに従て文通の數も次第に増し各地方に郵便の盛なること今の東京の如くならしむるの一事のみ又前に云へる如く三十歳前後にして今更學校に入る可き便もなき人は地方最寄の同志申合せて文

會などを企て必ずしも教師を雇入るゝにも及ばず互に文書往復討論訴訟等の事を研究したらば或は大に益することある可し余は既に此事を或人に勸めて某地方には之を企てたるものもあり何れにも知識學問の道は體裁に拘はらずして低き處より實地に進む可きなり

知識博くせざる可らず學問勉めざる可らずと雖ども其知識學問に釣合なくしては是亦無益なり高を學で低を知らず遠を勉めて近きを忘るゝときは其高遠なるものも遂に人事の用を爲すに足らず此弊は學者の仲間にも多くして往々世上の笑種と爲り爲に其學者先生の唱る民權論も通用せざるとあり頃日一士人あり上方より出京して余が家に來訪せり此士は老成の洋學先生にして頗る經濟に明なるの名あり内外の財政貿易の利害等を論じて聞く可きもの少なからず語次貨幣の事に及び頻りに金銀貨の缺乏を歎じて且云く上國は東京と違ひ金貨最も乏しくして其價も亦隨て貴し余は五日前に神戸を出帆せしが其時該地にては金貨の價何程にして東京の相場に比すれば百圓に付き凡三圓の差ありとて眞實に之を信じて疑はざるものゝ如し余は此言を聞て更に議論もせざりしかども一言以て先生の迂濶を證す可し東京と神戸との間には電信あり品物の運送には少なくとも毎週一度は蒸氣船の往復あり今百圓の金貨に三圓の差あれば一報の電信三萬圓を賣買して九百圓の利あり兩地の商人にして誰か之を見遁がしにする者あらんや故に貨幣の價は上方も東京も大抵同様なるを常とす少しく實際の商賣に心ある人は

之を知らざる者なし蓋し此先生は經濟の主義に明にして實際に暗く天下の大計を論じて今日の財政を知らず知識學問の働きの不釣合なる者にして之を譬へば劍術の形を勉強して什合を知らず軍學の名人にして戰爭の下手なるが如し他の輕侮を受けざるを得ず然り而して此流の學者先生も世間の目を以て見れば民權論者中の一人なれば民權論の世に厭はるゝも亦謂れなきに非ざるなり

## 第五章 家産を脩る事

敝れたる襦袍を着て狐貉を着たる者と立て馳ざる者は其れ由かとは孔子が子路の貧乏を事ともせずして其心の甲斐々々しきを譽めたる言葉なり必竟周の世の子路にして此行あり孔子にして此評あり師弟の間親しく其情實を知り盡して始て貧乏も亦美談の種と爲りたることならんと雖ども今世は孔子の時代に非ず天下の人は悉皆師弟に非ず貧乏して人に譽められんとするは殆ど難きことなり都て社會の爲に事を成さんとする者は先づ世間に信用せらるゝこと甚だ大切なり而して其信用を得るの法は其人の品行に在り年齢に在り家柄に在り身分に在りと雖ども滔々たる通俗世界に於ては其貧富に關するにと最も大なりとす譬へば金銀の貸借に於て借主の品行清潔にして其義勇子路が如くなるもほろけたる綿入を着て朝夕の飯米にも困る人へは金を貸す可らず其これを貸さざるは即ち其人を信ぜざるなり世



間の人をして此貧士の人と爲りを知ること孔子の子路を知るが如くならしめなば貧人に金の融通も出来ることならんと雖ども廣き世の中にて之を驥定するに違あらず唯一と口に貧民なり貧書生なりとて擯斥せらるゝを常とす西洋諸國にて代議政の人を選舉するに其財産の多寡を目安に立るも此故ならん今の俗世界に於ては金銀の能力よく智徳の働を壓倒すと云ふも可なり故に道徳の目を以て見れば富有は却て人の累を爲す程のものなれども苟も今世に事を成さんとして信用を得るの大切なるを知らば財産經營の道を蔑視す可らざるなり

加之人として財産なきは恰も其智徳の働を發揚するの方便を缺くが如し今路傍の乞食を憐で之に一錢を投するも公共の便益を謀て之が爲に千圓を投するも惠與は共に惠與にして心の性質に異同なしと雖ども其働の量に至ては一と十萬との差あり取も直さず甲の智徳は一にして乙の智徳は十萬なりと云はざるを得ず世間の人事に差纏く所も亦一と十萬との差ありて譬へば甲の爲に動く者は一人にして乙に動かさるゝ者は十萬人なる可し之を甲乙徳望の差と云ふも可なり然り而して元來其徳義の性質に差異なくして其名望に差異あるは何ぞや唯其惠與の財に多寡あればなり古今有智有徳の士にして財産なきが爲に其志を伸ばすこと能はざる者多きも謂れなきに非ず故に云く財産は人の智徳を發揚して其働を實際に行はれしむるの方便なりと

人として財を好まざる者なし財産なきを憂ざる者なし今更喋々辯を費して其貴き由縁を述るは殆ど無益なるに似たれども今の日本の人情に於ては財を重んずるの實に兼て又これを輕んずるの風を存し往々其風に欺かれて實の困難に逢ふ者少なしとせず蓋し我士族は封建世祿を以て事物の秩序を成し至靜無爲の際に衣食を得て之を得るの艱難を知らざる者にして此士族の氣風を以て社會を制したるが故に遂には利の字を以て人間交際の禁句と爲すに至りし程の次第なれば今日に在て士族は無論農商に至るまでも未だ俄に此風を脱すること能はずして或は清貧を以て自から樂しむ者あり假令ひ或は眞實に之を樂しまざるも自から之を樂しむと稱して世間の人も直に之を咎ること能はず外面に其淡泊風流を稱譽して止まざるが如し然りと雖ども事實に於ては金銀の能力甚だ盛大にして人事の成敗十に八九は金力に依頼して其權柄多くは富人の手に歸し清貧の士民は恰も貴要の場合に度外視せられて平生の心事常に齟齬せざるはなし一人の心事齟齬して私に不如意を歎ずるは尙可なりと雖ども其不如意の原因を己が貧弱に求めずして罪を世間に歸し天下に吾を知る者なしと云ひ世俗は人を見るの明なしと云ひ天を怨み人を咎め時としては其鬱憤破裂して社會の安全を害するに至るものなきに非ず其本源を尋れば有志の士民が財を輕んずるの風に欺かれて人事の實情を知らず産を破て家を脩めざるの罪なり是即ち本編に民權を論じて殊更に財産の大切なるを主張する由縁なり今の民權論者は其持論を以て社會を

籠絡せんとするの企ならんと雖ども余輩は社會世俗に代て氣の毒ながら此論者に告ることあり云く俗世界は仄に有志諸君の説を聞かざるに非ずと雖ども君の居處を知らざるを如何せん、其居處を知らざるに非ずと雖ども其財産の貧弱と議論の強大と不釣合なるを如何せん、尙甚しきは諸君の口吻に天下の公義理を論じて實際に借財の私義理を缺くを如何せん、俗物は此公議論を聞くに暇あらず無家無産の張子房が虎の如く嘯くも其聲甚だ低くして俗耳を驚かすに足らざるなりと

## 第六章 品行を脩る事

前章に財産の大切なるを論じたれども其大切なるは人品に拘はらずして大切なりと云ふに非ず同一様の人品にして一人に産あり一人に産なければ事を爲す者は必ず有産の人なり財産の力は思の外に強大なるものなりとの理由を記したるまでのことなれども又一方より品行の事を論ずれば決して之を等閑にす可らず品行と云へば其意味廣くして漠然たるが如くなれども此一章には一個人の私徳に限りて之を論せんとす抑も文明開化の極度に至れば智徳に公私の別なく加之智も徳も之を區別す可らざるに至る可しと雖ども本編は唯民間の讀本に供するものなれば高尚なる理論は姑く之を閑き主義の近淺を厭はずして單に人の耳目に慣れたる私徳の機能を述べ今の日本の有様にては正に今の所謂徳義品行な

るものを以て最上の目安に定めて大なる過なかる可しとの旨を記すのみ當世の開化先生或は説を立てて云く今日は智惠の世界なり人間萬事智を以て成らざるものなし智は以て財を得べし人を制す可し富貴を致すも智なり人望を收るも智なりとて其甚しきは一身の行狀を顧みずして智惠の才覺を専らとし權謀術數以て醜行の跡を掩はんとする者なきに非ず甚しき心得違ひと云ふ可し智惠の働き固より大切なりと雖ども誤て之を用るは寧ろ用ひざるに若かず智は猶鐵砲の如く徳は猶臺場の如し鐵砲は攻るに便利にして臺場は唯守るに用るのみ然りと雖ども攻て失敗せんよりも寧ろ攻めずして守るの安全に若かず畢竟人々の働に存することなれども今の世の中に攻守兼備の名將は果して少なきことならん一家の内の始末も不行届にして世間を徘徊し身は遊治放盪を盡して父母妻子の如何の狀を知らず是れも細行なり其れも小事なりとて細行を顧みず小事を屑とせず之を放却し盡して更に大行大事の所在を見ず遂に一種の無頼者を以て身を終る者なきに非ず其實證を得んとならば近年都下の景況を看よ學者士君子にして遊治の新世界を開き馬に郊外に跨て山水を樂み舟を江水に浮べて月に詠するの清興は奇花を庭園に栽して富豪を闘はし宴を市店に開て口腹を滿たすの殺風景と爲り妓に戯れ青樓に登るが如きは不品行の箇條に入らざるものゝ如し概して之を評すれば精神の歡娛高興を興して肉體の淫樂を買ふ者と云ふ可し都下の風俗の田舎に波及するや置郵ちゆうして命を傳るよりも速なり都鄙一般の流風復た留む可

らざるに至れり此流風に浴し此汚濁に沈みながら尙且一方に民權の議論を唱へ正義公論と云ひ改良進取と云ふも誰か之に耳を假す者あらんや徒に世俗の輕侮を取るに足る可きのみ其趣は臺場の防禦を忘れて漫に進撃を試るが如し其敗北怪しむに足らざるなり

理を以て論ずれば私徳と公德と自から區別なきに非ず一身の行狀に缺典あるもよく公務を整理し子を教るに拙にしてよく天下の教育法を工夫し家法嚴ならざるもよく國の法律を議するが如きは古今に其例なきに非ざれども此れは是れ智識度量の稍や高尚に進みたる上等社會に通用す可き事實にして律儀なる民間には行はる可らざるものなり今民權の議論を唱へて人を導かんとして其相手の人の種類を尋れば必ず中等以下律儀なる人民より外ならず即ち論者の口吻に我々は國の良民を助けて云々と云ふ其良民を相手にすることならん然るに律儀一方の社會に於ては私徳を貴ぶの外に餘念なきものなれば他の高尚なる目を以て學者論客の行狀を評し是れは私徳なり其れは公德なりと辯解するも所謂良民は之を容るゝの度量なくして唯其一斑の不行狀を見て人物の全面を判斷し民權論者の流は恰も無賴者の巢窟なりとして嘗て之を信する者なし一度び人に信を失へば假令ひ信す可き事實を以て之に示すも遂に顧みざるの勢を成す可し譬へば今の著書新聞紙の如きも其記す所には往々名論と思ふものも多けれども其名論の割合に信する者の少なきは様々の原因あらんと雖ども記者の品行の良否も與りて大に力

あるものなり故に云く今の民権を唱る者は開化先生の大言に欺かれずして小心翼翼細行を謹み一身の臺場を堅くして然る後に社會の攻撃に進む可きなり

又徳義品行の中にて最も大切なる箇條は職分を守ることなり公私の別なく人として職分あらざる者なし而してよく此職分を勤めて事を成すと成さざるとは人々の才不才に由り事情の變化に従て必ずしも成を期す可らずと雖ども之を成さんことを務るの心は即ち職分を守るの心なり或は事に當て三人寄れば三人共に考の異なるものもあらんと雖ども其得失は結局鬼神に非ざれば知る可らざることなれば己が心に職分と思ふ所を行ふて可なり事の成否は人の罪に非ず故によく職分を守るとよく職分を成すとは各別の事にして唯心に恥ることをさへ爲さざれば以て職分を守るの人と稱す可きなり抑も人間處世の十全を云へば事の利害得失を明察して預め成否を考へよく職分を守てよく事を成すは固より願ふ所なれども余輩は今の社會に向て敢て多を求る者に非ず唯人々が氣に濟まぬことを行はざれば先づ以て之に満足す可し敵に背を示すは戰士の氣に濟まぬことならん難船のときに獨り端舟に乗て遁るゝは船長の氣に濟まぬことならん學者が品行論を記し論客が經濟を談じて己れ自から放盪を盡して貧乏するも氣に濟まぬことならん政府の官人が國事を引受け平生は己が持論を主張して事變に遭へば輒ち説を左右するも氣に濟まぬことならん氣に濟まぬとして恥る者は尙可なり甚しきに至ては人間萬事を浮

世の事と稱し身分にも人柄にも不似合なる不品行を犯して毫も職分を引受るの念慮なく却て巧に遁辭を設けて責任の外に逍遙せんとする者あり尙甚しきは學者士君子にして公然世に阿るを以て自から之を巧と稱し政府の官吏にして公然俸給を貪るを以て自から之を商賈と稱する者あり沙汰の限りに非ずや是等の事情を考れば今の社會に向て多を求む可らず唯赤心以て職分を守る人なれば以て上流に列す可きなり

## 第七章 身體を健康にする事

語に云く活潑なる精神は健康なる身體に在て住すと生れ付き虛弱病身にては智惠も分別もある可らず假令ひ智惠分別あるにもせよ之を用るに方便なし智惠逞しくして身體の虛弱なるは蒸氣強くして釜の薄弱なるが如し無理に蒸氣を用ひんとすれば忽ち釜の破裂することある可し今世間の有志者が民權の事に心を勞するは唯これを心に思ふのみに非ず之を口に唱へ之を書に記すとならん、唯之を唱へ之を記すのみに非ず之を實際に施行するを勉ることならん、然ば則ち其際には必ず艱難辛苦多くして營に心を勞するのみならず現に筋骨の力を役するも少なからざることならん如何に穎敏の才子にても其容貌婦女子の如く其顔色古着屋の店子の如くにして銃砲の響にも耳を驚かすが如き體質にては其才を

用ひんとするも恰も蒸氣に釜なきが如く遂に用を爲すこと能はず結局人に腕力の頼む可きものなくしては獨立の功業は成り難きものと知る可し其大切なる之を智力に比して毫も優劣なきものなり

抑も人間處世の路は甚だ難澁なるものにして或は終夜寢ずして心を苦しむることもあり或は終日食はずして身を役することもあり少しく學問の初歩に入れば醫學に所謂養生法の大切なるを知らざるに非ざれども或は貧に迫り或は興に乗じて識らず知らずの際に不養生を犯し年月を経て後に前事を思出せば身の毛も立つ程の恐ろしきことあるものなり必竟情に制せらるゝは人生に免かる可らざるの性質にして之を如何ともす可らず、されば不養生は今の人間に免かる可らざるものとして窮屈に之を論ずることなく余輩の所見に於て人間處世の要は吾身をして此不養生に堪ゆ可き程に鑄コひ付るの一事に在り上品の食物を適宜に食ひ、無害の運動を適宜に運動し、勉強を適宜にし、遊樂を適宜にし、起居寒熱悉皆適宜にせよとは醫者學者の説諭にして余輩も固より望む所なれども如何せん今の人類は適宜なる人類に非ず今の社會は適宜なる社會に非ず此不適宜なる社會に居て此不適宜なる人類に交らんとするに獨り吾身の養生を適宜にせんとするも固より行はる可きことに非ず譬へば夜中不眠は不養生なれども航海者は此不養生を犯さざるを得ず今後世界中の人類が此不養生を悟りて夜航を廢するか又は器械の學術大に進歩して暗夜獨航の船を發明するに至て始て醫學の養生法を守る可し盜賊跡を絶たされ



ば夜番の不養生を止む可らず疾病一掃せざれば徹夜看病の不養生を止む可らず是等を計ふれば枚舉に違あらざれども必竟不養生中の些細なるものゝみ今若し人間世界に不養生の最も廣くして最も大なる原因を知らんと欲せば余輩口を放て言ふ可きものあり他に非ず社會の貧乏即是なり雨雪を犯して車を挽くの不養生も貧の爲なり炎暑を冒して畑を耕すの不養生も貧の爲なり衣服の薄きも住居の不潔なるも貧の爲ならざるはなし加之其不養生の極度は止むを得ずして食物の量を減じ三人に適宜なる食料を六人に分ち喰ふて六人共に壽命を縮る者あり人事の適宜ならざる以て知る可し

人事の適宜ならざること斯の如し斯る調子外れの社會に居れば如何なる人物にても其社會の影響を免ること能はざるや必然の勢なり試に今世界中に事業を成したる人の既往を問はば其事の十に八九は心ず不養生を以て成りしことならん「ニウトン」「フランキリン」の勉強中も必ず徹夜したることあらん豊太閤東照公の櫛風沐雨も大なる不養生ならん孔子が嘗て終日食はず終夜寝ざりしも其健康の幾分を害したることならん人間萬事不養生を以て成ると云ふも可なり既に不養生の避く可らざるを知らば之に萎縮するよりも之に應ず可きの身體を作るに若かず其法は唯寒熱痛痒風雨水火の艱難に堪へて之に慣るゝに在るのみ次第に之に慣るれば去年不養生と思ひし事は今年は之を犯して却て養生と爲るもの多し譬へば風邪の時に外出は禁制なれども少しく快方に赴くときは其外出は最良の養生なるが

如し畢竟養生の要は外物に在らずして吾身の有様に關係するものなれば一段に不養生なるものを犯して吾身の養生と爲す可し況や今の醫學の有様にては未だ養生法の眞實無妄なるものを説明すること能はざるに於てをや余輩は唯よく艱難に堪へて長壽する者を名けて身體健康なる人と稱するのみ

今の醫學未熟なりと雖ども必ずしも逸居安樂を以て養生と云ふに非ず近來の醫書中にも養生の法を記して往々見る可きものありと雖ども數百年來太平の安樂に慣れたる我國人の目を以て見れば其先入する所主と爲りて美味を喰ひ輕暖を着て適宜に運動するを以て最上の養生と思ひ其適宜なるものは己が懶惰なる身體に適宜にして眞實の養生法に適せざるを忘るゝ者多し假に養生の法を二種に分ち身を護るを消極の法と爲し外物を犯して其刺衝に慣るゝを積極の法とすれば今の開化者流は積極の養生法を知らずして消極の内に居り腕力の進歩なきのみか祖先遺傳の健康をも失ひ盡すに至る可し活潑なる精神は薄弱なる身體に住す可らず心身の頼む可きものなくして何を以て世に事を成す可きや身體の健康はざる可らざるなり

近來西洋風に倣ひ「ジムナスチック」とて體操の法あれども彼の國の上等社會に行はるゝ遊戲の法にして逆も我國一般に施す可きものに非ず遊戲運動の法は最も國々の古習舊俗に従て行はる可きものなれば日本は日本の流儀に従ひ古來人の慣れたる劍術柔術角力遠足遊獵水泳競馬競舟等各地方の風俗に

由て兎にも角にも専ら荒々しき運動を勉む可し或は家貧にして遊戯の暇なくば米を搗くも可なり薪を割り水を汲むも可なり少なくとも毎日一二時間は必ず全身に汗する程に働かんことを要す所謂新鮮の空氣を呼吸して戶外に散歩するが如きは運動の箇條に入る可らざるものなり社友小幡君の考に全國小學校の生徒に木筒を興へて調練の運動を教へたらば筋骨の強壯を致して兼て兵事 of 精神を養ひ一舉兩得ならんとの説あり其詳なるは近日君の記載あらん就て見る可し

## 第八章 諸力平均之事

人民たる者の本分を遂げて所謂民權を張り之を國權に及ぼして永く獨立國の體面を全ふせんとするには前條々に記す如く智力なかる可らず財力なかる可らず一身の品行私徳の力も大切なり身體の健康腕力も亦等閑にす可らず此四の者何れも緊要なる箇條なれども四ながら之を備ふるに非ざれば功業は成り難きものにして其一の力は何程に拔群なるも絶て用を爲さざるの例は古今に甚だ多し譬へば智力貴しと雖ども智慧違ふして徳なきものは竊盜かた騙局かたを最とし少しく上て博徒相場師山師の類なれども此輩が其智力の一品を以て事を成すこと能はざるは明なり又此世は金の世界にして人間萬事金力を以て成らざるものなしと云ふと雖ども古來日本に於て財産あるが爲に其金力を以て天下後世に功德を遺し

たる者は甚だ稀なり近くは大阪の町人の如し徳川の太平二百五十餘年の間唯金の番をして近來に至て世の形勢の爲に身代を潰すのみ而して其形勢なるものは何人の作と尋るに大抵錢も金もなき貧書生の工風に出たるもの多し又山寺の老僧古風なる田舎儒者等都て浮世を見捨て、變人奇物と稱せらるゝ人は必ず無欲淡泊にして孝弟忠信一と通りの旨を奉じ平生の行狀最も美なるものなれども滔々たる社會の權柄は決して變人奇物の手に歸することなし又腕力の一品に至ては最も頼母子からぬものなり從來日本の社會にて士族を有力なりと云へども其知徳の働に兼て腕力あればこそ有力なれども若し腕の力一方を論ずれば相撲より強き者はなかる可し然るに相撲に權なきを見れば腕力の頼む可らざること以て知る可し

右の次第を以て世の中に事を成さんとするには様々の力を兼備して大概其中を得ざる可らず之を諸力の平均と云ふ今其不平均の一例を擧て示さん明治十年六月三十日の表に據れば日本全國の通用貨幣凡一億五千萬圓これを全國の戸數七百萬戸に割付れば一戸に付き凡二十一圓餘に當る之を人民の金力とす同年華族祿券の高三千万圓これを該族五百戸に割付れば一戸に付き六萬圓、尙この餘に華族一體の私有金を平均一戸に付き一萬圓とすれば祿券に合して七萬圓なり華族の金力は七萬にして人民の金力は二十一なり其割合三千三百と一との如し斯る非常の金力を抱き之に加るに其門閥名望は數百年來

國內僻遠の地に普して今に至るまでも其名を知らざるものなし然るに此華族が今日社會の中に列して著しき權力を得ず華族の言なりとて特に之を信する者もなく華族の所業なりとて特に之を學ぶ者もなきは何ぞや畢竟該族の諸君は金力に逞しけれども他の智力徳力腕力の三者を缺く歟若くば其一二を缺くの故ならん諸力平均の大切なること亦以て知る可きなり

## 通俗民權論終

